

答 申 書

令和 8 年1月13 日

飯能市水道事業運営審議会

令和8年1月13日

飯能市長 新井 重治 様

飯能市水道事業運営審議会
会 長 野 田 裕 康



飯能市水道ビジョン等の改訂及び水道料金の改定について（答申）

水道は、市民生活や産業活動に欠かせない重要なライフラインの一つであり、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給することが求められています。

飯能市の水道事業は、平成27年に料金改定を行って以来、消費税率の改定を除き、現行料金を維持し、経営努力による健全経営を継続してきました。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少し、加えて、高度経済成長期に整備した施設等は本格的な更新時期を迎えるとともに、物価高騰の社会状況の変化等、費用増大に影響を及ぼす様々な課題に直面しています。

こうした中、様々な変化に対応し、安定した持続可能な水道事業経営を行うため、水道ビジョン及び中期経営計画の見直し、水道料金のあり方と改定の必要性について、審議を重ね、結論に至りましたので、次のとおり答申します。

1 飯能市水道ビジョン（経営戦略プラン）（案）について

水道ビジョンは、事業の現状と課題を分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための基本理念や基本方針等を的確に示した計画として妥当なものと認めます。特に、基本理念に基づき設定した事業を着実に実施していくための経営戦略である「投資・財政計画」により、収支均衡を保ちながら、健全な事業経営が維持されることを期待します。

2 飯能市水道事業中期経営計画（前期）（案）について

中期経営計画（前期）は、水道ビジョンに基づき実施すべき5年間における事業方針、目標値、取組を具体的に示した計画として妥当なものと認めます。特に、水安全管理体制を強化することに加え、老朽化対策や耐震化などの施設整備を着実に実施するとともに、健全な事業経営に努め、計画に定めた目標指標が達成されることを期待します。

3 水道料金の改定について

飯能市の水道事業は、独立採算制の原則に基づき、経常経費の抑制など、経営努力による健全経営を継続してきました。しかしながら、昨今の物価高騰等により水道事業経営は大変厳しい状況となり、令和6年度は、平成24年度以来の赤字決算となりました。

厳しい水道事業経営において、安定給水及び健全な事業経営の維持、受益者負担の観点から、料金改定を実施する必要があると判断します。

(1) 料金改定率について

水道事業は独立採算制を採用しており、給水にかかる費用は水道料金で賄うことが原則です。令和4年度からは、給水原価が供給単価を大きく上回る原価割れが発生している状況であり、また、令和6年度決算で欠損金が生じた実情を踏まえると、給水原価に見合った適正な料金設定により、早期に経営の健全化を図る必要があります。

審議会においては、公益社団法人 日本水道協会が定めた水道料金算定要領に基づき算定された35パーセント、30パーセントの改定率が示されました。物価高騰等の社会経済状況や近隣市の状況と比較すると、できる限り改定率は抑えることが望ましいことや、若い世代への将来負担の影響を考慮すべきとの意見がありましたが、健全経営による累積欠損金の早期解消や企業債残高を減少させるため、また、管路や浄水施設の耐震化や老朽管の更新を早急に進め、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、改定率平均35パーセントが妥当であると考えます。

(2) 改定期日について

物価上昇等により、市民生活は厳しい状況ではありますが、これ以上の現行料金の先延ばしは、将来世代への負担が増えるとともに、結果として将来の安定給水に不安が生じることとなります。水道料金は、市民の生活に密着した公共料金であり、現在の経営状況を鑑みると早期の料金改定が望ましいが、市民への十分な周知と理解を得ることを考慮し、料金の改定期間は令和9年4月1日が適当であると認めます。

(3) 料金算定期間について

飯能市水道料金算定要領に基き、算定期間は令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間となりますが、この間においても、引き続き経費抑制に取り組むとともに、効率的な事業運営を推進し、可能な範囲で長期化を図ることを望みます。

(4) 基本料金・従量料金の割合

飯能市の料金体系は、水道使用の有無に関わらず使用者が負担する「基本料金」と水道の使用量に応じて使用者が負担する「従量料金」で構成される二部料金制となっています。人口減少や節水機器の普及などにより水需要の減少が見込まれることから、今後も現在の料金体系を維持することは妥当であると認めます。

4 付帯意見

(1) 持続可能な水道事業経営について

施設の拡張から維持管理・更新の時代へ変化している中、本市の水道事業は、市民に安全な水を安定して供給するため、老朽管布設替事業や浄水施設の設備の更新や機能の向上に積極的に取り組まれています。

これからも長期的な視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、経営の健全化を早期に図り、水道事業の使命である安全・安心な水道水の安定供給を持続されることを期待します。

(2) 市民への説明及び周知について

水道料金の値上げは、市民生活に直結することから、料金改定に当たっては、経営状況や施設の整備計画及び進捗状況等について、広報やホームページ等により積極的に周知を行い、市民の理解を得られるよう努めてください。